令和5年度税制改正への取り組み結果

1. 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化

【化学総連要望内容】

素材産業等における原料非課税は、国際的な税制の標準となっている。租税特別措置による免税の 現状は、石油化学産業の将来的な事業展望の不安定要因であり、活発な事業活動の展開にとっても支 障であることから本則非課税化を求める。

【税制改正大綱内の関連内容】

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

2. イノベーション推進に資する研究開発税制の継続・充実

【化学総連要望内容】

研究開発税制は、企業のイノベーション創出の支援において大きな影響を与えてお り、令和4年 度末までと定められている総額に係る税額控除制度の控除税額上限の上乗せ措置についての恒久化 を求める。

また、控除税額上限の更なる引き上げと、連携対象となるベンチャー企業の定義など適用要件の更なる緩和を求める。

【税制改正大綱内の関連内容】

研究開発税制において、投資を増加させるインセンティブを更に強化する。現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行う。控除額が上限に達した企業に対してもインセンティブが機能することを期待し、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入する。

研究開発の質を高める観点からは、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題である。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大する。博士号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設する(後掲)。税制の対象となる試験研究の範囲についても、非連続なイノベーションへの挑戦を促すため、不断の見直しが求められる。新たなビジネスモデルの開拓につながるよう、サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しを行う。

3. 高齢者雇用の充実

【化学総連要望内容】

令和5年度から国家公務員の定年が段階的に引きあがり、令和13年度からは65歳となることが決定した。民間の高齢者の就業を促進するためにも、定年を65歳とし再雇用を70歳までとするよう、更なる改正をお願いしたい。

【税制改正大綱内の関連内容】

年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

4. 正確な所得の把握と公平な手当支給・控除の実現

【化学総連要望内容】

扶養控除等の税控除や教育・福祉目的で支給される手当の多くは、所得や年収に上限が定められており、それを一円でも超えると十万円単位の控除や手当が受けられなくなるため、上限ギリギリの世帯では実質的に負担増となり、不満が大きい。世帯毎の所得を正確に把握し、計算式にて各世帯の所得に応じた控除額・手当額を算定するほうが透明で納得性が高いと考える。

【税制改正大綱内の関連内容】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。